

第33回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 生活環境影響調査評価委員会 議事録

○ 蛭名班長

定刻となりました。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。井上委員は所用で遅れておりますが、間もなく到着するというご事情でございますので、始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、皆様に新型コロナウイルス感染防止対策の御協力についてお願いいたします。委員会の最中はマスクの着用をお願いいたします。また、御質問、御発言の際は飛沫を最小限に防ぐためマイクの使用をお願いいたします。マイクは事務局職員で都度消毒の上、お渡しさせていただきます。また、適宜換気をしながら進行させていただきます。

続きまして新任の委員を御紹介させていただきます。

菅生好範委員に代わって、新しく委員に就任いたしました村田町町民生活課長の森欣一委員でございます。後ほど御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それではただいまから、第33回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、環境生活部長の鈴木より御挨拶申し上げます。

○ 鈴木部長

環境生活部長の鈴木でございます。本日は暑い中、そしてコロナ禍において非常に厳しい状況にある中、評価委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、コロナの状況でございます。皆様御案内のとおり、今月20日に宮城県もまん延防止等重点措置が適用され、そして先週の金曜日になりますが、27日に緊急事態宣言が発出されました。こうした最中、県民の皆様、そして関係者の皆様には営業時間の短縮、時短、あるいは緊急事態宣言になりまして、特に公の施設を中心に休館、あるいは利用制限といったような、非常に県民の皆様方には窮屈な思いをさせているということで、県としても非常に忍びない状況でございますが、何とかこのコロナを乗り越えていけるよう、県民が一致団結して協力し合いながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、本日そういった状況もあるということで、このようにパーテーションをつけたり、時折換気をしたりということで、委員の皆様には非常に窮屈な思いをさせての会の運営とさせていただきますことといたしました。これについても御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。本日は昨年度の下半期に実施いたしました大気環境や浸透水の水質等に関するモニタリングの結果を生活環境影響調査報告書(案)という形で取りまとめさせていただきます、諮問させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。委員の皆様には、専門の見地から御意見いただきまして、幅広い御審議を賜りますようお願い申し上げます。

単ではございますが、開会の挨拶に代えさせていただきます。

○ 蛭名班長

本日の出席者につきましては、次第裏面の名簿を御覧いただきたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により県外にお住まいの稲森委員及び岡田委員につきましては、Web会議システムを用いて御出席いただいております。

ここで、お手元にお配りしております「評価委員会へのWeb会議システムを利用した出席について」と記載された資料を御覧ください。A4判の1枚物でございます。

本委員会でWeb会議システムを用いた会議は初めてでございます。事前に須藤委員長に御相談させていただいたところ、本資料の内容で御了承いただきました。

概要といたしましては、委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員はWeb会議システムを利用して会議に出席することができます。

2つ目に、Web会議システムによる出席は本委員会条例第4条第2項に規定する出席として取り扱うものとします。

3つ目に、Web会議システムの利用において、映像、音声ともに送受信できなくなった場合は、当該委員は退席したものとみなすということでございます。

4つ目に、Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な場所で行っていただくといった内容でございます。

Web会議システムの内容につきましては以上になりますが、委員の皆様のWeb会議システムに関する御意見等があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様の御了解を頂きましたので、稲森委員及び岡田委員につきましても本委員会への出席として取り扱わせていただきます。よろしく願いいたします。

なお、稲森委員、岡田委員以外の皆様は全てお集まりいただいております。評価委員会条例第4条第2項では、会議の成立要件につきましては、委員の半数以上の出席としておりますので、本日の会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

環境生活部長 鈴木でございます。

○ 鈴木部長

よろしく願いいたします。

○ 蛭名班長

続きまして、環境生活部副部長、小野寺でございます。

○ 小野寺副部長

よろしく願いします。

○ 蛭名班長

続きまして、竹の内産廃処分場対策室総括室長補佐、菅原でございます。

○ 菅原総括室長補佐

菅原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 蛭名班長

総括技術補佐，庄子でございます。

○ 庄子総括技術補佐

庄子です。よろしくお願ひします。

○ 蛭名班長

私は対策班長の蛭名でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお，竹の内産廃処分場対策室長の佐藤につきましては，体調不良により本日欠席とさせていただきますので，大変申し訳ございませんが，よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして，配布資料の確認をお願ひいたします。

まず次第，裏面に出席者名簿が記載されている資料でございます。つづいて1枚物の座席表，さらに村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書(案)について，諮問の写しでございます。そして，資料1，2，3を配布させていただきますのでお願ひいたします。

以上でございます。配布漏れ，印刷の不備などございましたら事務局に申し出ていただければ，差し替えさせていただきますと思ひます。

それでは，ここからは評価委員会条例第4条第1項の規定で，議長につきましては委員長にお願ひするというのでございますので，須藤委員長に議長をお務めいただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 須藤委員長

かしこまりました。それでは，御指名でございますので，本委員会の進行役を務めさせていただきます。委員の皆様方には，御遠方の方はWeb参加ということもございしますが，全員が御参加をいただきまして誠にありがとうございます。

今日は，昨年度下半期に実施したモニタリング結果についての考察を行って，その内容がよろしいかどうかということをお答申しなくてははいけません。いつも同じようなことをやっていると受け取られるかもしれませんが，昨年度下半期分について1度御覧いただいて，それについての答申をさせていただきたいと思ひます。その他にいくつか話題があればその時点で議論していきますが，主は申し上げたような答申をするのが本会議の役目でございます。

それでは，Web参加の先生も含めて全員の先生が参加していますので，まずは事務局から本日の資料の概要について御説明をいただきましょうか。お願ひいたします。

○ 菅原総括室長補佐

それでは，私，竹の内産廃処分場対策室総括室長補佐，菅原から御説明を申し上げます。

はじめに，お手元の資料の構成についてお知らせさせていただきます。

まず資料1でございますが，こちらが本日諮問させていただきます報告書(案)の本体となっております。こちらは大変分量が多いものとなっておりますので，そちらの要

点を抜粋したものといたしまして、資料2の概要版、さらには今回の報告のベースとなります令和2年度下半期における環境モニタリングの調査結果をまとめたものといたしまして資料3の一覧表を御用意させていただいております。本日は時間の都合上、資料2の概要版と資料3の一覧表を使って御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、調査の概要について、資料2「概要版」の表紙裏面1ページの左側を御覧ください。「1. 1 調査実施期間」でございますが、今回は令和2年10月から令和3年3月までの半年間となります。

そのページの右側の「表1-1」には、モニタリングの実績を掲載しておりまして、調査を実施した月に「黒い丸印」を記載しております。

その隣の2ページは、現在のモニタリング計画を一覧にしたものでございます。この調査項目ごとにモニタリング結果をとりまとめたものが資料3の「一覧表」となりますので、ここで資料3を御準備願います。A3判1枚物でございます。

こちらの「一覧表」でございますが、これまで基準等への超過のあったものを一覧表の中央の「基準等超過項目」の欄に抽出して記載し、その隣の「基準等超過項目の測定値・基準等超過地点数」の欄に、測定値の範囲と括弧書きで超過地点数を記載しております。それぞれ全期間、前回の評価期間、そして今回の評価期間を記載しておりまして、今回の評価対象期間の結果を「青い線」で囲んでございます。

はじめに「一覧表」の上段になりますが、一番左側の調査目的の欄の一番上になりますが、「2. 1 生活環境保全上の支障の有無の把握」についてでございます。

その隣の調査名の一番上の欄、「大気環境調査」につきましては、処分場内と、対照地点の村田町役場の2地点で調査を実施しておりますが、左側の青い線で囲まれておりまして、大気環境基準等の超過はございませんでした。

その下の「硫化水素 連続調査」につきましては、評価対象期間の測定値は、左側の「青い線」で囲まれておりまして、定量下限値であります0.005ppm未満であり、管理目標値としております0.02ppmに適合してございました。

次に調査名の3つ目と4つ目、「放流水 水質調査」と「河川水 水質調査」でございます。

放流水の水質につきましては、準用する「管理型最終処分場」の放流水基準に適合しておりました。

また、放流先となる荒川の水質につきましては、荒川の上流側と下流側で採取しておりますが、1月の調査において、荒川下流側で河川工事が実施されておりましたため、工事の影響のない地点で採取しております。後ほど詳細を御説明申し上げます。

調査結果につきましては、上流側と下流側で同程度の値であり、放流水の影響は概ねないものと考えられます。

続きまして、調査目的「2. 1 生活環境保全上の支障の有無の把握」、今説明してきた項

目でございますが、こちらの各調査項目の概要について御説明いたしますので、今度は資料2の「概要版」を御準備ください。「概要版」の3ページでございます。

こちらの大気環境調査結果では、表2-1にお示ししましたとおり、令和2年度下半期の結果は環境基準及び指針値が設定されておりますNo. 1からNo. 10の10項目で適合しており、No. 11からNo. 13の3項目でこれまでと同様の結果でございました。

図2-1から図2-13にお示ししましたとおり、調査項目の13項目の全てで「処分場内」と「対照地点」では同程度の濃度であり、処分場の発生ガスが大気環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えられます。

続きまして、5ページをお開きください。硫化水素の連続測定結果では、図2-15に示しましたとおり、平成20年12月以降、管理目標値を超える濃度は測定されておらず、管理目標値を満たす状態が継続しております。

続いて、6ページを御覧ください。「図2-16」に放流水及び河川水の水質調査地点図を示しておりますが、荒川下流からの試料採取につきまして、先ほど申し上げましたとおり、令和3年1月から6月にかけて、荒川下流側で河川工事が行われておりましたため、下流側の採取地点を、工事範囲を避けて通常よりも約200m上流側、放流水の合流地点よりは約50m下流側に移して採取をしております。

調査結果は、図2-17から図2-22のとおりであり、放流水の合流地点の上流側の紫色の線と下流側の緑色の線は同程度の値を示しておりますことから、最終処分場からの放流水が荒川の水質に及ぼす影響は概ねないものと考えられます。

なお、各測定値につきましては、「資料1」の28ページに記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上が調査項目2.1の状況でございます。

また資料3の「一覧表」にお戻りいただきまして、中段の「調査目的」の2つ目、「2.2 浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれの把握」を御覧ください。

その隣の調査名欄に2つの調査を記載してございますが、まず、上の欄、「浸透水水質調査」を御覧ください。一番上の地下水等検査項目基準につきましては、左側の青い線で囲まれた基準等超過項目の欄にクリーム色で網がけしております項目が基準を超過しておりますが、その結果は「砒素」と「1,4-ジオキサン」については1地点、「BOD」については、9地点で地下水等検査項目基準を超過しました。

その下の欄は環境基準への適合についてでございますが、緑色で網がけされた「ほう素」、「ふっ素」及び「ダイオキシン類」で環境基準を超過しており、それぞれ6地点、7地点及び1地点で環境基準を超過いたしました。

その下の調査名の2つ目「地下水水質調査」でございますが、地下水等検査項目基準の超過はなく、環境基準では緑色に網がけされた「ダイオキシン類」について、1地点で環境基準を超過いたしました。

続きまして、各項目の概要を御説明いたしますので、資料2の「概要版」を御準備願いま

す。8ページでございます。

「浸透水水質調査」につきましては8ページの「表2-2」に、それから「地下水水質調査」の詳細につきましては9ページの「表2-4」に基準を超過したものを黄色で網がけして記載しております。これらの経年変化の状況につきましては27ページ以降に記載しております。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。「砒素」につきましては、図の中央、青い丸印のH16-13の1地点で基準値を超過しており、その変動は一番右側の下のグラフになりますが、今回はやや高い値が確認されました。

続きまして、29ページをお開きください。「1,4-ジオキサン」につきましては同じ青い丸印のH16-13で超過しており、変動の幅が大きいです。概ね横ばいの傾向を示しております。

続きまして、30ページを御覧ください。「BOD」につきましては、No. 3b, No. 5b, H16-3, H16-5, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, そしてH26-3bの9地点で基準値を超過いたしました。

緩やかな増加傾向を示す地点が見られておりますが、地下水位の低下により有機物が濃縮され、BODが相対的に増加するといった可能性が考えられますことから、今後、地下水位とBODの関連性についてデータを整理し、要因を明らかにしてまいりたいと考えております。

続いて、31ページをお開きください。「ほう素」につきましては、処分場内のNo. 3b, H16-3, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15の6地点で地下水環境基準を超過しましたが、処分場の下流側のH26-3a, 3bや処分場外の下流側地下水Loc. 1bでは超過は見られておりません。変動は見られるものの横ばいもしくは緩やかな低下傾向が見られております。

続いて、32ページを御覧ください。「ふっ素」につきましては、処分場内のNo. 3b, No. 5b, H16-3, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15の7地点で地下水環境基準を超過しましたが、処分場の下流側のH26-3a, 3bや処分場外の下流側地下水Loc. 1bでは超過は見られておりません。ほう素と同様の傾向が見られております。

続きまして、33ページをお開きください。「ダイオキシン類」につきましては処分場内の11地点全てで検出されており、地図の中央やや上、薄紫色の丸印のH16-5の1地点で環境基準を超過いたしました。処分場外では地図の右上、赤色の丸印のH26-2で環境基準を超過しております。

ここでページを少しお戻りいただきまして、13ページをお開きください。「図2-45」に処分場内の浸透水のダイオキシン類のパターンをお示ししておりますが、基準を超過いたしましたH16-5は、上段左から2つ目の同族体の組成割合となっておりますが、ページの右側に示す同族体組成割合から推定いたしますと燃焼由来と考えられます。

次に、14ページを御覧ください。「図2-46」に処分場外の地下水のダイオキシン類のパターンをお示ししておりますが、基準を超過したH26-2は、ページの右側、下から3番目の同族体の組成割合となっておりますが、ページの左上の同族体組成割合から推定いたしますと農薬由来と考えられ、処分場内のパターンとは異なっております、地図の赤いひし形の③と⑤とよく一致しております。

以上が調査項目2.2の状況でございます。

また資料3の「一覧表」にお戻りいただきまして、下段の「調査目的」の3つ目、「2.3 処分場の状況の把握」を御覧ください。

調査名の一番上の「発生ガス等調査」につきましては、上段の発生ガス調査では、発生ガス濃度は、硫化水素濃度が概ね横ばいの傾向を示し、メタン濃度は変動が見られる地点もありますが、これまでの変動の範囲内で推移しております。

また、発生ガス量につきましては、全調査地点で横ばいから低下の傾向が見られております。

下段の浸透水では概ね横ばい傾向を示しておりますが、硫酸イオンは低下傾向を示しております。

調査名の2つ目の「下流地下水状況調査」では、硫酸イオンと塩化物イオンが横ばい又は低下傾向を示しております。

調査名の3つ目の「放流水状況調査」では顕著な変化はございませんでした。

その下の「地中温度調査」を御覧ください。評価対象期間の状況につきましては、緩やかな低下傾向が見られており、埋立区域外との差も小さくなってきております。

その下の「地下水位調査」でございます。評価対象期間の状況としましては、各観測井戸の地下水位の最高水位と最低水位の高低差は、これまでと同様の範囲でございました。

その下の「多機能性覆土状況調査」及び「地表ガス調査」につきましては、令和2年10月に多機能性覆土施工箇所13地点、比較対象地点13地点及び地表ガス調査地点5地点で調査を行いました。調査結果は、いずれの地点も硫化水素濃度は定量下限値未満でございました。

その下の「バイオモニタリング調査」につきましては、令和2年11月と令和3年1月に調査を実施いたしました。先ほど御説明いたしましたとおり、令和3年1月に荒川下流の採取地点を変更してございます。

評価対象期間の状況につきましては、全ての測定時期でAOD値が400%以上であり、上下流の差違は認められませんでした。

続きまして、各項目の概要を御説明いたしますので、資料2の「概要版」を御準備ください。

15ページをお開きください。発生ガス、浸透水、下流地下水、放流水の結果は表2-6のとおりとなっております。硫化水素についてはH16-6で、メタンについてはNo.3で他の地点より高い傾向が見られています。

続いて、18ページをお開きください。地中温度調査結果でございます。「表2-7」に11月の調査結果を示しておりますが、埋立区域内で最も地中温度が高かった地点はH16-13の24.5℃で、埋立区域外の調査地点Loc. 1aと比べて9.8℃の温度差となっております。

「表2-8」の1月の調査結果では、最も地中温度が高かった地点はH16-13の24.4℃で、Loc. 1aと比べて9.7℃の温度差となっております。

「図2-57」に、処分場内高温部と対照地点との温度差の推移をまとめております。緩やかに低下してきておりまして、本期間中は温度差が9.7℃まで低下いたしましたが、高温となっておりますので、未だ微生物による廃棄物の分解反応が継続していると考えられます。

続いて、19ページをお開きください。地下水位調査結果でございます。「表2-9」は、各観測井戸の「最高水位と最低水位」及びその高低差を記載しております。

廃棄物埋立区域内の地下水位を見ますと、上流側の水位は16.04m～18.34m、下流側の水位は15.62m～17.33mで推移しており、概ね上流側の水位が高く、下流側が低いことから、上流側から下流側へ少しずつ流下しているものと考えられます。

21ページから23ページの図につきましては、地下水位の経時的な変化を示した図となります。21ページには北側測線の7地点、22ページには南側測線の7地点、23ページにはその他10地点の水位変動を示しております。

なお、評価対象期間の半年間の降雨量は220.0mmで、過去6年間の下半期の降雨量の中では2番目に少ない状況でございました。

続いて、24ページをお開きください。多機能性覆土状況調査結果及び地表ガス調査結果につきましては、全ての地点で硫化水素濃度は定量下限値の0.1ppm未満でございました。

これらの調査結果から、最終処分場から大気中への硫化水素の拡散は認められないものと考えております。

同じページの右側を御覧ください。バイオモニタリング調査結果でございます。評価対象期間の状況につきましては、処分場からの放流水が合流する上流と下流において、AOD値は400%以上であり、差異は認められず、魚類の生息に支障がない、つまり、生態系に影響を及ぼさないと考えられる結果でございました。

以上が調査項目2.3の状況でございます。

これらのことを踏まえまして、「2.4 環境モニタリングの評価（総括）」を、資料2の「概要版」の25ページに記載しておりますので御覧ください。

こちらをかいつまんで読み上げさせていただきますと、処分場敷地境界における硫化水素、有害物質の拡散による大気汚染は認められなかった。さらに、処分場からの放流水の放流先である公共用水域の水質調査及びバイオモニタリング試験の結果でも問題がなかったことから、処分場からの放流水による周辺環境への影響は概ねないものと考えられます。

また、処分場下流側地下水の水質は法令に規定される規制基準等を満たしており、場内浸透水が周辺地下水へ及ぼしている影響は少ないものと考えられます。

よって、本調査期間におきましては、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は概ねないものと考えられます。

また、処分場の環境モニタリングの結果から、課題といたしまして、次の2点を挙げさせていただきます。

1つ目は、「処分場内（埋立区域内）の観測井戸の地中温度は、周辺のLoc. 1aと比較して前年度の同期間よりも差が縮小していることや、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示しておりますが、一部の観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度等に変動が認められることから、廃棄物埋立区域内では、微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられ、また、処分場内（埋立区域内）の浸透水では、砒素、1, 4-ジオキサン、BODが廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素、ふっ素及びダイオキシン類が地下水環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には至っていないと考えられる。」こととさせていただきます。

2つ目でございますが、「周辺地下水（埋立区域外）では、全ての地点で地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に適合していましたが、処分場内の浸透水では、地下水等検査項目基準を超過している項目（砒素、1, 4-ジオキサン、BOD）や、地下水環境基準を超過している項目（ほう素、ふっ素、ダイオキシン類）がございました。これらによる周辺地下水における値の上昇傾向は現状では認められないものの、処分場内の地下水は上流側から下流側に少しずつ流下していると考えられることを踏まえまして、周辺地下水への影響について、今後も状況の変化を確認するための継続した調査が必要である。」、こちらが2点目でございます。

以上の2点を課題に挙げまして、本最終処分場はまだ廃止できる状態ではないと判断いたしました。

まとめといたしまして、「このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、地下水等検査項目基準を今回超過した砒素や過去に超過したことがある鉛については、自然由来である可能性を視野に入れながら、必要なデータの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要がある。」といたしました。

長くなりましたが、以上で、本日の諮問事項であります「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 生活環境影響 調査報告書（案）」についての説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 須藤委員長

御説明どうもありがとうございました。先ほどから申し上げているように、昨年度の下半期の分としての評価です。そういうことで今のような考察をしていただきました。

それで、今後どうなるかという考察は今のところしておりません。今回は約束事として諮問いただいたことに対して、答申という形で、昨年の結果はこれで良からうということになるのか、あるいは但し書きをつけるのか、皆さんの議論を踏まえた上で決めたいと思います。それでは、藤巻副委員長から行きましょうか。順番に御質問、御意見をお願いします。

○ 藤巻副委員長

それでは、発言させていただきます。

今お話をお伺いしていた中で、必要なデータのプレゼンテーションは大変きれいにできているなと思いますし、またそれについての解釈も非常に良かったと思います。

それから、現状評価、今このような状態であるけれども、これからこういうふうにしなればいけない、引き続きモニタリングを継続するというのも大変良かったと思いました。非常に分かりやすかったですね。本当にきれいにまとまっていて、びっくりするぐらいにきれいにまとまっていた。素晴らしかったです。

細かいところを突つつくようで大変申し訳ないのですが、概要版の18ページに地中温度表がありますが、自宅で考えていて、なかなか理解しにくいところが出てきてしまって、右に四角で囲んだ15℃以下、15℃～20℃とか、データなし、空気層の温度を示すとかあるのですが、ここに書いてあるのが、上の図の2-57の説明をしている部分と、表2-7と表2-8のことをお話しされているのかなというのと両方あって、このデータをプレゼンテーションしていただいた人は全部呑み込んで話しているから分かると思うのですが、見せられたほうはなかなか分からないので、整理していただきたいということが1つです。

それから、私の日本語の理解の能力に問題があるのかもしれないのですが、読みますと、「地表からの影響を受けにくいと考えられる管頭からの深度5m以深かつ水面以下の温度」、繰り返し読んでも何をおっしゃりたいのかよく分からないんです。これとこれに両方とも該当しないとやっているのか、どちらか一方に該当しないとやっているのかということなのですが、これを読むと「かつ」なので、こうではなくて、こうではなくてというふうに思って、左の表を見てしまうのですが、間違っているかもしれないので、間違っていたら指摘してください。それを緑色で示したと書いてあって、5m以下のところ、例えば表2-7のH16-6では、18.4と18.3と17.6℃まで行っています。それから、表2-8のH16-6も、7.8から10.1℃まで行っています。それで、私の理解力ではこれが理解できなくて、混乱しました。皆さん全員が混乱するとは思わないですけども。

○ 須藤委員長

藤巻副委員長の御指摘、これは答えてもらいます。後になって答えたら何を言っているか分からなくなるから、今答えさせます。

○ 藤森委員

お願いします。私の質問はそこだけで、報告の内容で何もクレームをつける必要はないので、こここのところの字句の説明が私には理解できなかったということでもあります。

○ 須藤委員長

では、そこだけクリアにさせていただきます。

○ 庄子総括技術補佐

総括技術補佐の庄子でございます。大変分かりにくい表現だったということでもありますので、次回以降、ここは工夫していきたいと思っております。

まず、※印の「地表から影響を受けにくいと考えられる管頭からの深度5 m以深かつ」という御指摘がございましたが、観測井戸の管頭部分から5 mの部分につきましては外気温の影響があることから、この部分を削除しております。かつ、実際に地中温度を測定するに当たっては水温を通じての測定となりますので、これが5 m以深で、かつ水面以下の温度ということになります。例えば表2-7を御覧いただきますと、上のほうの処分場周辺の地下水というところのH26-1a、こちらにつきましては実際には3 mまでというところになりますので、測定ができていないところでございます。

それから、その下のH16-6、ここが※印の説明で当てはまる場所ですが、基本的には5 mまでを削除しており、H16-6は緑色で管頭から19 mのところまで数字が入っております。実はここまでが空気の層になっておりますので、水の部分は、太線内のデータであり、評価の対象として用いているという趣旨です。地表からの影響を受けにくい5 mまでを削除した上で、さらに空気の層も削除したということで、それで水中での温度を通じて地中温度を測るという趣旨でございましたので、こちらについてはもう少し分かりやすい……

○ 須藤委員長

表現をちょっと変えたほうが良いですね。

○ 庄子総括技術補佐

そうですね。今後の表現については工夫してまいりたいと思います。

○ 須藤委員長

藤巻副委員長、表現を少し分かりやすく変えるということで。

○ 藤巻委員

分かりました。

○ 須藤委員長

そういうことでお願いしますね。

○ 庄子総括技術補佐

ありがとうございます。御相談させてください。

○ 須藤委員長

それでは田村委員お願いします。

○ 田村委員

全体的に特に異議といたしましょうか、御提案されたところに反するという意見、気がついたところはございません。

この期間はあまり大きな雨がなかったので、以前問題になったような地下水が地表まで到達してしまって地面に溢れてくるというようなことはなかったということが分かりました。

しかし、少し細かいことを申しますと、概要版の21ページの図2-62でLoc. 1aの水位が紫色の線で示されています。先ほど申し上げたように水位が上昇して溢れてくることはなかったのですが、Loc. 1aだけ、期間の最後の2月末から3月にかけて水位が上がってきている。この地点だけですね。この図の下に雨量が書いてありますが、2月半ばに沢山雨が降って、それからずっと高いのですが、ここだけ下がらないんですね。何かLoc. 1aについてだけ影響を与えるような、下流側で水の動きを妨げるような何かはあったのかどうか、そこが少し気になります。何かお気づきの点があれば教えていただきたいです。

それからもう1つは、様々な項目でH16-13がまだ活発に動いていることが分かりました。水温もそうですし、濃度がここだけ高いのですが、H16-13で高いものが周辺に顕著に拡散しているようには見えないですね。ということは、水に関してはそんなに早く動いていないという気がしました。これは感想です。先ほどのLoc. 1aのことについて何かお気づきの点がありましたらお願いします。

○ 須藤委員長

今お答えできることがあればコメントしてください。

○ 庄子総括技術補佐

御助言ありがとうございました。Loc. 1aにつきましては、地図で見ますと、資料2の19ページの図2-58に位置関係が記載されております。Loc. 1aにつきましては、処分場外の地点になります。

○ 田村委員

昔、小屋があったところですか？

○ 庄子総括技術補佐

はい、その通りです。処分場の中につきましては、最終覆土をいたしまして、転圧して雨水浸透防止対策工事をしておりますので、基本的には雨水の浸透はしにくいのかなと考えておりますが、一方で、Loc. 1aにつきましては、そういった雨水浸透防止対策工事は行っておりませんので、雨水の浸透については処分場内と比較すると、やや影響を受けやすい地点ではないかと考えております。したがって、そういった特徴を確認しながら、水質も踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

前回の評価委員会で田村委員から、地下水位の変動と水質との関連を確認してみたいかがかという御指摘を頂きましたので、整理を始めているところでございます。田村委員にも御相談し、とりまとめ結果をお持ちしながら、さらなる御助言を頂ければと考えております。

○ 須藤委員長

田村委員は専門の先生でいらっしゃるから、今日のところは今の答えで良いと思いますが、調査をしながら、あるいは解析をしながら田村委員と御相談して、さらに合理的な御説明ができるのであればそのようにしてください。お願いいたします。

続いて、森委員は今回から委員に就任された、村田町の課長さんでいらっしゃるの、御挨拶をしていただいて、さらに御意見があればおっしゃってください。

○ 森委員

このたび村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会委員を拝命いたしました村田町町民生活課の森欣一と申します。若輩者ではございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、竹の内地区最終処分場につきましては、私が村田町に奉職以来、30数年になりますけれども、その始まりから現在に至るまで職員として、また一住民として、その現状を日々目の当たりにしてまいりました。地域にお住まいの方々の不安とか苦しみはいかばかりであったかと思ひます。その間に違法に埋め立てた業者は行方知れずとなり、村井知事が初当選して一丁目一番地の大きな課題として取り組んだのがこの竹の内問題でございます。宮城県におかれましても相当の御苦勞があつたと思ひます。また、命を守る会、その他の方々におかれましても、並々ならぬ御努力と御苦勞があつたと推察されます。

村田町といたしましても、皆々様とともに一刻も早い問題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、これからもよろしくお願ひ申し上げ、私からの御挨拶といたします。

○ 須藤委員長

森委員、どうもありがとうございました。今後、御活躍を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

順番からすると次は佐藤委員ですが、後のほうが良いですか。今発言したいですか。

○ 佐藤委員

後で良いです。

○ 須藤委員長

それでは風間委員お願ひします。

○ 風間委員

風間です。全体については大きな疑義はなく、よくまとめられているので特にありませんが、2点ございます。

1つ目は、先ほど田村委員から御指摘のあつた件ですが、Loc. 1aの水位が今年の2月から上がっている件についてです。2月13日に福島県沖の大きな地震がございまして、その影響があつたのか分かりませんが、恐らく現地でも震度6程度の揺れがあつたと思ひます。

そのことは、資料2の21ページから23ページに東日本大震災のことを書いてありま

すが、それと同様の扱いで記録として記していただいたほうが良いと思いました。

さらに2月の中旬だけ水位が上がっている件ですが、もし地震の影響があるとすると水圧計が下がっていると水位を高く観測してしまうので、センサーが沈下した可能性があります。あるいは地盤が沈下した可能性もあります。これらを考慮してもう1度確認していただけたらと思います。

それからもう1点は、先ほど藤巻委員の御指摘の箇所です。資料2の18ページの地中温度の右側の凡例で、15℃というのがベースになっているのですが、15℃の意味が書かれていません。15℃というのは、Loc. 1aの最深部の温度の14.7℃というのがベースになっていて、丸めて15℃としているのがこの値の意味だと思うのですが、

15℃の意味を、凡例の四角の枠の中に書くと分かりやすいと思いました。以上2点です。

○ 須藤委員長

風間委員、ありがとうございました。それでは、事務局、今の2点について御回答願います。

○ 庄子総括技術補佐

風間委員、ありがとうございました。2月の水位の上昇につきましては、資料1の102ページに処分場内の日々の降雨量を記載しておりますが、2月15日に49mmの降雨がありました。資料2の21ページの地下水位経時変化図で水位が急上昇しているところが、この49mmの降雨の影響ということに…

○ 風間委員

地震の直後に、大雨がありましたね。

○ 庄子総括技術補佐

そうですね。

それから水位計の点検につきましては、地震の直後には点検していなかったのですが、3月の点検の結果では、水位計に異常はなかったということを確認しております。地震の影響については、風間委員の御指摘もごさいますので、水位や水質の状況を併せて注意深く整理する必要があるかなと考えております。

○ 須藤委員長

それは記録しておいてくださいね。

○ 庄子総括技術補佐

分かりました。須藤委員長に御相談させていただきながら、風間委員にも御助言を頂きながら記載の方法を工夫していきたいと思います。それから、15℃の点につきましても整理して記載したいと考えております。

○ 須藤委員長

ありがとうございました。続いて井上委員お願いします。

○ 井上委員

答申案につきましては、資料2の25ページの総括の文章について異論はありません。よ

くまとめられていると思います。

しかし、少し答申から離れたところになるかもしれませんが、もやもやとしたものが残っておりまして、今の説明にはなかったのですが、26ページに処分場の廃止基準に関する記載があって、この委員会でも議論しているところではありますが、この廃止基準に照らし合わせて、特に今回問題になっているのが一番下の浸透水の水質のところ、先ほど田村委員から御指摘があったH16-13で、砒素と1,4-ジオキサンが超過しています。今回に限らず、この傾向は続いています。その他の項目に関しては、BODが確かに様々なところで超過していますが、この2つの物質に関しては最近の傾向では1つの井戸に集約されてきています。

それに対して、答申案の中では「引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し」というような表現になっていますが、ここまで絞り込まれてきたのであれば、もう少しこの井戸の周辺について詳細な調査をすると、簡単な処理でこの地点の2つの有害物質に関しては対応が取れるのではないかと思います。試してみないと分からないので、広がりが出ている可能性もあるのですが、かなりピンポイント的な汚染が検出されているような気がしますので、今後そのあたりを検討することも考えて良いのではないかとこの機会に発言させていただきたいと思います。

○ 須藤委員長

次のモニタリングに入るときにはそこを考慮して、前と同じことだけではなく、そこが分かるような測定項目とか測定値を出しておいたほうがよろしいですね。

○ 井上委員

例えばボーリングとなると、コアが何本もなくなってしまいかもしれないので、すぐにということではなくても良いのかもしれないのですが……

○ 須藤委員長

今後はそれを加えていくほうがよろしいですね。

○ 井上委員

はい、以上でございます。

○ 須藤委員長

ありがとうございました。それでは、西村副委員長、どうぞ。

○ 西村副委員長

西村でございます。私も答申案には異議はございません。生活環境影響調査としては適切に実施されていて、結果については、全て了承ということでございます。

あとは、井上委員がおっしゃられたことにも関連するかと思います。モニタリングを適切に続けるということとはとても大事なことで、とにかく影響を発生させない、最小限に抑えていくということに加えて、将来に向けてどのように考えていくのかということとはとても大事なことかなと思います。そのタイミングがいつなのかというのは私も分からないのですが、総括して項目等を見ますと、段々落ち着いてきているというような見方ができるものと、

横ばいということで、この先も継続して検出されそうな物質等々、様々な結果が出てきておりまして、それは踏まえつつ、今後どのように考えていくかということに関しましてはいろいろ議論をしていく必要があるかなと思います。以上です。

○ 須藤委員長

ありがとうございました。そうしますと、これまでとは違って、今後何をどう捉えていったら良いかとか、先ほどの井上委員の話でもあったのですが、どこをどのように調べると良いとか、そのようなことも考えたほうが良いということですね。

○ 西村委員

そうですね。考えていく必要があろうかと思います。すみません、私はこちらに参加したタイミングとしては非常に新参者ですので、長い経緯の詳細は存じ上げていないところがありますが、現在の状況のデータを拝見させていただいた上で、将来に向けてというような議論も始める必要があるかなという感想でございます。

○ 須藤委員長

どうもありがとうございました。続いてWebで参加されている稲森委員、岡田委員の御意見を伺った後、佐藤委員に伺いたいと思います。それでは、稲森委員お願いします。

○ 稲森委員

それでは、現状と今後という形で報告資料を読ませていただいたので発言させていただきます。

まず、6ページの2. 1. 3、放流水及び河川水水質調査、ここは極めて大事なところだと思ひまして、(1)の放流水のところ、「処分場からの放流水の水質は、準用する管理型最終処分場の放流水基準に適合していた」、「砒素、1, 4-ジオキサン、BODも適合していた」。それはそれでよろしいのですが、26ページを見ていただけますでしょうか。最終処分場の廃止基準項目等とその経年変化ということで、×のところですが、砒素、1, 4-ジオキサン、BODが基準超過ということが書いてあるのですが、6ページの管理型最終処分場の放流水質基準に適合していたというこの書きぶりのところと、26ページのこの箇所が、このまま見ると問題ないのに問題あるというふうに読めてしまいますので、ここは文章で整合させる、このままでも良いのかもしれませんが、私はそういうふうに思いました。これが1点目です。

それから、硫化水素がH16-6で90ppm出ています。硫化水素の90ppmというのは、私も硫化水素除去の研究を長くやってきましたので、結構高濃度で、健康被害を起こすような濃度だったのですね。他の場所は定量下限値の0.1ppm以下なので、この点も頭に入れておいたほうが良いかと思ひました。

2点目以降は以下の通りです。

それと、今後のことですが、モニタリング継続は継続で良いのですが、自然減少、自然任せの中でモニタリングを継続するわけですが、廃止までの管理対応について、対策をやるにしても費用がかかるし、コロナのこともあって対策費用も出せないでしょう。それは行わな

いということにしましても、今後何年かかるのでしょうかというのとは聞かれるのではないかと思います。貴重なデータを長年出されていますから、反応速度とか、温度条件とかそういったパラメーターをシミュレーションにかけて、大体あと何年すると濃度がこうなるだろうということは、今、コンピュータシミュレーションはそんなに難しくなくできるはずですから、そういったところも推定できるようにすると非常によろしいのではないかと思います。

それから、BODも結構超過しているところがありますが、バイオモニタリングでも問題ないという結果が出ていますし、管理型最終処分場の基準に適合していたという文章もありますし、こういった点をもう少し、前向きな形で総括のところに入れるとよろしいのではないのでしょうか。このままでもよろしいのですが。そのように思いました。以上です。

○ 須藤委員長

どうもありがとうございました。今後、何を重点にとして、どこをどうしたら良いかということをおっしゃっていたとおっしゃっていただけたら良いということをおっしゃっていただけたらと思いますので、是非その部分を表現できるようにしておいてください。

それでは、次に岡田委員をお願いします。

○ 岡田委員

こんにちは。コロナの関係で、こういう形で参加させていただきましてありがとうございます。

1つ確認したいのですが、1年前の会議のとき、三段池を廃止するようなお話がありましたが、未だ放流する前に三段池に入れているのでしょうか。

○ 庄子総括技術補佐

事務局でございます。放流水につきましては、一旦三段池のほうに入れ、そして沈殿後に放流という形で対応しております。したがって、岡田委員が以前に御確認いただいた方法で変わらないということでございます。

○ 岡田委員

ありがとうございます。それでは、御意見を申し上げます。先ほど稲森委員からお話があったように、H16-6の硫化水素の濃度が他の地点と比べて非常に高い。今諮問しているものについて、最小で22ppm、最大で90ppmという数字があるのですが、この点はもう少し詳しく、毎月調査しておりますので、今までの傾向としては雨が降った後は硫化水素が高くなるという話がエビデンスとしてありましたが、資料2の図2-48のところには点があるのですが、いつ硫化水素が90ppmになったのか、何か要因を引っ張り出すようなことをするのも1つの手ではないかと思っております。他の地点よりも10分の1、または100分の1低いのに、ここだけが高いのは、非常に問題にしなければいけないことだと思います。

それから、資料2の34ページに発生ガス量の経年変化図があるのですが、これにH16-6を加えていただきたいのです。というのは、15ページを見るとH16-6は発

生ガス量が一番多いのですよね。こういうことがあるので、もう少し傾向がどうかというのを見たほうが良いと思うので、H16-6は経年変化を表したほうがよろしいのかなと思います。

そういう形で、H16-6について2点検討をお願いしたいと思っております。

今後につきましては、モニタリングは当然していかなければいけないことだと思います。

それから、先ほどの稲森委員のお話のように、発生ガスの濃度、悪臭の濃度の経年変化が減少傾向にあることについては、いつか事務局が示したのを見たことがあるかと思いますが、あれを今日まで伸ばして検討していただければと思います。

基本的にはモニタリングを継続するという事、それからもう1つは、H16-6のような高い地点は何か要因があるのではないかと、そういうところの解析をしてみると今後どうしたら良いのかというのが分かるかもしれないということでございます。以上です。

○ 須藤委員長

どうもありがとうございました。

質問の主旨は他の委員と重なっているところはあるのですが、一言で言えば同じことの繰り返しではなくて、今後どういう対応をするかということが極めて大事だということをおっしゃっておられると思います。それでは、事務局からお答えください。

○ 庄子総括技術補佐

御助言ありがとうございました。

まず、井上委員から、砒素、1,4-ジオキサンが1地点で超過しているという御指摘がありました。砒素につきましては、土壌粒子に吸着している部分もかなりあるため、SS分の分析をしながら、水に溶解している部分が多いのか、土壌に吸着している部分が多いのか、それに伴って移動する傾向が強いのかどうなのかというところを見ておりますので、こちらの考え方を処分場全体にも適用させながら、どのように砒素が動いているのかというところを見ていきたいと考えているところです。それから、今回の下半期につきましては、渇水期になりまして水位が段々下がっているところもございましたので、濃度はかなり濃縮されている傾向があるのではないかと考えております。水位の変動についても田村委員から御指摘を頂いたので、そういった解析も踏まえながら見ていきたいと考えております。

1,4-ジオキサンについては極性分子でありますので、水溶性が高いということで、水の動きを踏まえて対応していくしかないのかなと考えておりますが、一方で、御指摘がありました硫化水素の問題ですとか、有機物の問題につきましては、例えばBODを見ますと上昇傾向にあり、9地点で超過しているということもありますので、これについては少し着目していきたいと考えております。

有機物を分解するためには好気的な条件を処分場に作ってあげることが大事なのかなと考えております。したがって、既存のモニタリング井戸を活用しながら、例えば周辺へ影響が出ないように蓋を開けて、通気性を確保しながらデータを詳しく取ってみて有機物の分解が促進されるかどうか、あるいは硫化水素につきまして、嫌気的な条件で発生しま

すので、ガスの減少傾向も見ていきたいと考えております。

実際に通気孔として活用しているH16-10やH16-11については、メタンガス濃度、硫化水素濃度が減少傾向となっているところもありますので、データを取りながら、処分場全体として好気的な条件でのガスの発生量、水質、BODも含めて挙動を見ていきたいと思っております。そういったところが処分場の状況の改善につながるのではないかと考えておりますので、引き続き先生方と御相談しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○ 須藤委員長

今の問題を今回の答申の中に、議論なしで入れ込むことはできませんが、少しでも委員の先生方の御意見を踏まえて、できる限り付け加えていきたいと思います。

それでは、10分間休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○ 須藤委員長

それでは、佐藤委員お願いします。

○ 佐藤委員

先生方、大変お忙しいところありがとうございました。先ほどから聞いていたことについて、感じたことだけを申し上げます。

大変にありがたいお話だなと思ったのは、井上委員から、調査やボーリングなどをして、人気者の井戸を掘るべきではないかという発言がありました。人気者っていつも評価委員会で話題になる井戸が何本かあるのですが、H16の井戸で出ていると、またお前かという感じがするわけですね。そういう井戸を掘るべきなのだといつも話題になっているわけなので、これはどこまで広がっているのかとか、どういう濃度なのかとかいうことを確かめるためにも掘ってみるべきではないかというお話があったと思うのですが、それは評価委員会が始まってから、私も同じことを考えておまして、大変ありがたいお話だったなと思えます。それは評価委員会として掘るべきだということを答申していただくというか、お勧めしていただきたいと思いました。

人気者の井戸って必ずあるのですね。H16-6というのがありますので、それはきっちり評価委員会でも組成というか、そういうものをつかんでおくべきなのではないかと思いました。

それから、この間、焼却炉が撤去されましたが、それでダイオキシンの汚染を除去したということになるのかと思います。宮城県は、ダイオキシンのことには触れずに、焼却炉が傷んできたので撤去したのだということなのですが、新聞で報道されたように、こんな濃度のダイオキシン汚染があったということでやっと撤去されたのかなと思います。今まで、ダイオキシンはないということを何年も言ってきた焼却炉ですので、やっと認めてもらい、それを撤去してもらったのかと思いますが、その結果はどうなのですかということがその次に出てくると思います。焼却炉を撤去することによって全体のダイオキシン濃度が減ったよ

ということが言えなければあまり意味がないというふうに思っています。焼却炉を撤去した次の日からダイオキシンがなくなったというのは嘘になりますが、段々と減ってきましたよというのがデータ上に表れなければ、これは我々としたら評価すべきではないのだろうなと思います。

それで、先生たちに是非お聞きしたかったのは、これぐらいの濃度のダイオキシンの汚染があった、現在汚染があるということは、特管物が竹の内に入っていることを言っているわけですね。ダイオキシンがあったということは特管物があったということで良いのだと思っはいるのですが、これはどうなんでしょうか。後で委員長からきちんと定義していただければと思いました。

少し前に岡さんの家族がお墓参りに現れました。それで、話しているうちに、岡さんの奥さんが、「正隆さん、ヤーさんに100万円くれると言われたよね」と私に言うのですね。「100万円？忘れたよ」と言ったら、「100万円やるから、あなたたち、竹の内から手を引けと言われたのだよ、忘れたのか」というお話でございました。怖かった時代の話なのだけれど、100万円とはずいぶん値踏みしたものだなと思って、改めて馬鹿にするなよという気になっているのですね。そのときからの続きなのですね。そのときは県の職員たちは脅されましたので、公務執行妨害でどうして訴えなかったのというのが未だに言われていることです。

そのような背景があって、1つはダイオキシンがあったら特管物の汚染があったのだよということをこれまで私は言ってきましたが、それで良いのでしょうかということの評価委員会の先生たちにお聞きしたいと思います。現在もあちこちからダイオキシンが出ています。かなり広範囲に出ているのがダイオキシンです。それで、事務局だけがこれは農薬由来ですと言って、お逃げになるということもあるのだけれども、そんなにあそこで農薬由来のダイオキシンを残すほど一生懸命農業をしなかったはずだと私は思っているわけですね。それは県には伝えて、農薬由来のダイオキシンなんか残っているわけではないと思っているわけです。それが1つです。

それから、処分場に県が事務所として使っていた建物があったのですが、その隣に井戸があったのですね。今も残骸というか、形は残っています。宮城県沖の地震のときはあの井戸が噴きました。1年間噴いたのですよ。それで、電気伝導度を測ったり、岡さんと2人で何回も通った井戸なのですが、1年経つとぱたっと止まってしまって、その後の地震で復活して、また止まって、今も止まっています。その頃は電気伝導度が400から500まで検出されています。そういうものを検査しないで濃度が下がってきたと言って良いのだろうかと思ったりするわけです。そういうものを1つ1つ潰していくことが竹の内対策室の仕事なのだろうと思っているわけです。2つ3つ行き当たりばったりのお話をしましたが、そういうことでございます。

人気者の井戸は検査するべきですよ。何本かボーリングして、開削して、もっと濃度の高い井戸が見つかったのか、見つからないのかとかですね、そういうところを教えていただ

くのが一番良いと思ってお話を聞いていました。やっと始まったのだろうというふうに思うんですね、検査は。ターゲットが明らかになりつつあるということなので、これで終わりということにはならない。

評価委員会は半年に1回ですからね。このときにきちんとやっておかないといけません。村田町から担当課長しか来ていませんが、前は副町長が来ていたのです。それで、今回は町長が行きますよという話はしたのですけれども、来ていません。もう竹の内は過ぎたことだと思いたいのかもしれませんけれども、とにかくだんだんと先細りになってきたのですね。

話はそれではありません。問題点はここなのだよなというのが少しずつ見えてきたような気がするのですね。

それで、先ほど森委員が申し上げましたが、今の知事の最初の仕事が竹の内問題でしたが、彼はまだ若かったので昔のことは分かっていなかったのですね。始まったのは浅野前知事の頃で、その後継続投を諦めたということなので、多分竹の内のことが原因で継続投を諦められたのですね。それで、彼が何を言ったかといったら、最後に、皆さんのおっしゃることはよく聞きますと言って知事を辞めたのですよ。

そのときは環境生活部の竹の内を担当した職員たち21名を訓告、戒告、減給までやったのかな。そういう人たちを道連れにして辞めた。それで、その後今の知事が、俺は浅野前知事とは違うぞということで違いを強調されたのですが、同じことでした。その頃からずっと論議されていたのは恒久対策です。我々は特管物があるのだから全量撤去は当たり前だという捉え方をしていましたが、何でもないのでと、環境生活部の技術職はみんなで知事詣をしました。それで、段々となくなるはずだから、モニタリングを続けて引っ張れと現在に来ているわけですね。それは間違いのないことなので、まだモニタリングなのかと思います。今初めて井上委員から掘ったら良いのではというお話もあったのですけれども、モニタリングなのですよ、いつまでたっても。

私も80歳になります。先ほど委員長と、いつまで引っ張るのかとお話をしました。私は、ごみを持っていかない限りは直らないけれども、段々良くなるという感じだけでも味わわせてほしいと思っていますのですね。竹の内対策室は、2年か3年で別の室長が来ます。たらいまわししかしていません。そのようなことではなくて、誰がこのような竹の内を生んでしまったのかということをよく考えてほしいのです。あなたたちじゃないですか。私たちは浅野前知事のおかげから、竹の内はこのままじゃ駄目だと言っていました。

瀬戸内海の豊島は2、3カ月前に全量撤去が終わって、以前は土の中に汚水が溜まったようなピットが何個かありましたが、そこの整備が済みましたという喜びのメールを頂きました。本当に良かったねと思いました。竹の内については、我々は悪くないとの繰り返しで、悪くないのは分かったので、どこまでどのように汚れているのかを調査してほしいと思います。1つずつ階段を上るような、今度はこれをやったら今度はこれだねというような希望を与えてほしいと思っています。重たい仕事なのですが、それは先生たちにも須藤委員長にもお願いしたいと思います。県は悪いことをしてないと言っています。実際には悪いこと

はしてないのですが、してないと主張すればするほど、しているのかというような話になるので、歩み寄って、こういうことをしましょう、ああいうことをしましょうという話になっていかないと宮城県はひっくり返るのじゃないかと思いました。以上です。

○ 須藤委員長

佐藤委員、ありがとうございました。佐藤委員の発言について全てお答えするのは無理だと思いますし、昔からのことを含めてこれからどうしていくかということ議論するには今日のこの時間では無理ですので、佐藤委員の発言の取り扱いについて、今後参考にしますとか、そのぐらいのことを言わないと佐藤委員がせっかく発言していますので、お答えになってください。行政として困るようなことを言わなくて結構です。

○ 庄子総括技術補佐

ありがとうございました。まず竹の内産廃処分場がこのような状況になってしまった点について、県として組織的な対応に不備があったということは対応検証委員会でも十分議論されており、宮城県として反省すべきところだと思っております。本当に申し訳ございませんでした。

それを踏まえて、ダイオキシンやボーリング調査のお話を頂きました。それらについては、井上委員からお話を頂いた点であったり、ダイオキシンについては、処分場内で焼却由来のものが入っているということはデータからも明らかなので、不適正な処理が行われてしまったことは県としても十分重く受け止めているところです。したがって、こちらについてはしっかりと対応していきたいと思えます。

今後については、須藤委員長からもお話を頂いているところでございます。状況が改善されるために、好气的な条件にすることで、ガスの発生量や有機物の超過が少し低下しないかという議論を室内で行っております。その点について、補足のデータを確認しながら、評価委員会で御説明したいと考えておりますので、御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。浸透水、特に砒素、1, 4-ジオキサン、BOD、また、発生ガスで課題は残っておりますが、そういった対応を行いながら、また、稲森委員から様々な予測も含めて検討してはというお話がありましたので、課題として受け止めて議論を深めていきたいと思えます。

○ 須藤委員長

今までの先輩方の責任も含めて御発言をいただいているので、それを全部今日の総括に入れるのは無理ですので、今日の目的は昨年度下半期のモニタリング結果が妥当だったかどうかでありまして、皆さん了解していただいておりますので、これは答申してよろしいかと思えますので、まずそこは答申させてください。

それから、先ほど佐藤委員から、竹の内の問題点、あるいは今後の課題ということ十分に踏まえていないとおっしゃっていただきましたが、そのとおりだと思います。そのとおりなのですが、今ここで答申するという段階ではございませんので、課題をいくつか並べて、今後さらに検討を加えて対応するというような内容にしますので、その文章については私

と事務局にお預けいただいて、本日の答申はこちらに書いてあるものをベースにして、さらに少し字句を修正して答申とさせていただいてよろしいでしょうか。不十分なところがいくつかあるのは皆さんお気づきなのですが、こういう問題ですから全てに1個1個対応するわけにもいきませんのでこの辺に。ありがとうございました。

それでは、本委員会はこれで閉じたいと思いますが、いつものとおり住民の皆様からの御意見があると思います。これは会議ではございませんので、皆さんが質問したり、議論する場ではございませんから、鈴木さんの意見を伺う形にします。どうぞ。

○ 傍聴人（鈴木氏）

発言の機会を頂きありがとうございます。

まず、総括の部分ですが、資料2の25ページにありましたように、周辺に与える影響はほとんどないというまとめになっております。しかし、場内においては砒素をはじめ、1,4-ジオキサンなどさまざまな有害物質が基準値以上ということなので、モニタリングしながら廃止まで適切な管理を行っていきたいというようなまとめになっていると思います。経年変化による状況を待つということですが、経年変化の表を見ますとほとんど横ばいで、段々と下がっているというのは1つもないわけです。ですから、これは先が見えないということになるのではないかと思います。したがって、安定していないし、廃止もできないというふうな状況にあるわけですね、場内はですね。

したがって、廃止を早めていく、見通しがつくような状況にしていくためには、先生方からもいくつか御指摘があったと思うのですが、是非、有害物質の除去、簡単に言えば水を汲み上げて、ろ過するというようなことですね。水を汲み上げてろ過すると装置を作れば廃止の時期が相当早まるのではないかと思います。

6万7000㎡の全部ということはもちろん必要ないのであって、特定されてきていますので、そこを汲み上げていくという作業をすべきではないかと私は思いますので、是非検討いただきたいと思いますのでございます。

その上で、住民が一番感じているところは、いつまでなのだということ、外に影響はないと言っても、やはりあのような処分場を抱えていたのでは、不安が尽きないわけです。この間、関わってきた住民もだいぶ亡くなってしまいました。寂しい限りなのですが、せめて佐藤委員が生きている間に何とかしたいと思っているわけでございます。是非そのことをお願いしたいと思います。

次に、前から要望はしておりましたが、三段池のことが話題に出ました。三段池は処分場の外に設置されておりまして、焼却炉と同じように個人契約であの場所を借りているという状況ですので、三段池は撤去すべきではないかと考えております。

それから、東排水路に土側溝がありますが、荒れっぱなしですので、これも整備すべきではないかと以前から要望していることでございます。

それから、差し当たり今問題になっているのが、処分場のゲートの前の道路ですが、車両の通行が多い路線でございまして、雨が降ると必ず冠水するわけです。車が浮いたという状

況もありまして、災害上、大変問題が大きくなっております。あの場所を堰き止めれば良いかという、低い場所で、荒川そのものも低いわけですから、なかなか排水されにくく、堰堤のような格好で道路を嵩上げしますとますます水が溜まります。したがって、ある程度、自然流下で流していかなければいけないということなのです。あの場所を堰き止めることが無理だとなれば、道路の上にさらに橋を作るということで、その高さは荒川の土手の高さぐらいから、元はTDF、今はIJTTという工場になっていますが、あそこまで高く橋を作るということで災害対策も考えていく必要があるのではないかと思います。このままでは、必ずあの場所は冠水して事故の元になっておりますので、そういう対策も必要ではないかと思っているところでございます。是非具体的な対策を要望したいと思っております。これからまた時間がかかることを私たちも覚悟はしていますが、様々な工夫をしながら、自然の回復に向けて努力していきたいと思っております。

最後になりますが、焼却炉の撤去は住民としては非常にありがたく思っておりまして、胸をなでおろしているという状況でございます。そういった県の決断というものを私たちは高く評価するところでございますので、今後とも三段池の問題や、あるいは今お話ししました橋の問題、様々な課題につきまして具体的な取り組みを是非続けていただきたいと思っております。

また、評価委員会の先生の皆様からも是非そういった前向きな提言をよろしく願いまして、終わりたいと思っております。

○ 須藤委員長

御意見どうもありがとうございました。それでは、事務局から最後の締めをお願いいたします。

○ 蛭名班長

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認いただくこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもちまして、第33回評価委員会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(終 了)